

事 務 連 絡

平成26年9月25日

各 地方厚生（支）局医療課長 様

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室長補佐

都道府県歯科個別指導における持参物について

日頃の指導監査業務のご尽力に敬意を表します。

この度、日本歯科医師会から都道府県個別指導における持参物の取扱いについて要望が監査室に提出されたことにより、当該要望事項について協議を重ねた結果、下記の取扱いとすることとしましたのでお知らせします。

各地方厚生（支）局においては、下記の内容について管内の指導監査課及び都道府県事務所（以下、「県事務所等」という。）に対して、周知いただくようお願いいたします。

なお、この取扱いについては、別添により日本歯科医師会から各都道府県歯科医師会に周知される予定であることを申し添えます。

記

1 歯科衛生士業務記録簿

平成26年度診療報酬改定で留意事項通知から「歯科衛生士業務記録簿」の文言が削除され、歯科衛生士実地指導における文書提供する写し等が歯科衛生士の「業務に関する記録」として取り扱われることとなったことから、都道府県個別指導において「歯科衛生士業務記録簿」を持参物として求めている場合には、これを改め「歯科衛生士業務記録等」とすること。

2 スタディモデル

平成22年度診療報酬改定において基本診療料に包括されていることから、都道府県個別指導における持参物から「スタディモデル」を削除する。

3 医療従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等）の免許証及びその写し

一部の県事務所において、医療従事者の免許証を都道府県個別指導の持参物として求めているが、歯科医師等の免許証は保険医登録時等に提出を求め確認をしており、改めて指導時に確認する必要はないことから、都道府県個別指導における持参

物から削除すること。

4 日計表等の取扱い

以下の持参物については、作成及び保存している場合に持参することとし、作成及び保存していない保険医療機関については、新たに作成する等の対応は不要であることから、保険医療機関から説明や相談があった場合には適切に対応すること。

- ① 患者毎の一部負担金徴収に係る帳簿（現金出納簿）
- ② 患者毎の内訳の判る日計表
- ③ 患者毎の予約状況が判る予約簿
- ④ 審査支払機関からの返戻・増減点通知書
- ⑤ 領収書控、処方せん控
- ⑥ 歯科技工物単価表

5 X線フィルム、口腔内カラー写真の取扱い

都道府県個別指導の指導日前日に通知を受け、指導当日までにプリントアウトする作業は時間的に困難との意見等があることから、X線画像及び口腔内カラー写真を電子的に保存している場合は、次のとおり取り扱うこととしたので適切に対応すること。

- ・ X線画像、口腔内カラー写真等を電子媒体にて保存している場合で、プリントアウトに時間を要する場合は、指導会場において画像等を確認することが可能なパソコン及び周辺機器を持参するか、USBメモリ等の記録媒体の持参も可能とする。ただし、記録媒体のみを持参する場合は、各県事務所等として準備できる機材、ソフトに対応している必要があることから、事前に各県事務所等に相談することとした。